

広島県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成二十年三月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八三号	庄原市宮内町字田中ヶ原二一九番三地从先から庄原市高町字宗近七九二番一地从先まで	平成二〇年三月九日 一三時